

# 2018年「桜を見る会」推薦依頼

(別紙1.)

## 総務省の推薦範囲及び人数

- 1 事務次官、外局の長、公省等調整委員会委員等
- 2 局長クラスの2分の1

ただし、当該省庁において局長以外で特に功労が認められる者を推薦する必要がある場合には、上記の枠内上限でできることとする。

- 3 各種審議会、委員会等の長
- 4 消防総監、警視総監及び同副総監
- 5 東京都の9委員会等の長
- 6 道府県の知事及び議会議長等の2分の1
- 7 新宿区長及び同議会議長
- 8 各界功績者

### (1) 推薦人数

241名

うち97名については、人目に付きにくい分野における功労者を推薦願います。

### (2) 人選方法

勲章(平成29年叙勲(春・秋)で中綬章以上の受章者を除く)、褒章を受章された者及び貴省庁において表彰された者。

上記以外の者で次のいずれかに該当する者。

① 災害の対応・被災者支援で貢献功労のあった者(特定非営利活動法人及びボランティア団体の者を含む)。

② 復興策等に関係する施策の企画に協力している者。

以上の者を含め民間人を優先させるとともに、推薦分野も偏らないよう幅広く選考し、更に、原則として同一人が連続して招待を受けることのないよう配慮願います。

(注1) 大臣、副大臣、大臣政務官は、内閣府で招待状を作成いたしますので、各省庁からの推薦からは除いてください。

(注2) 特殊法人の長、独立行政法人の長は、各界功績者に含めてください。

(注3) 平成29年叙勲(春・秋)で中綬章以上の受章者は、内閣府で推薦いたしますので、各省庁からの推薦からは除いてください。

(注4) 車椅子のご利用等で介添者が必要な場合には、各省庁等にてその確保をお願いします。